

令和4年度の被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定に基づき、福岡県内における令和4年度の被措置児童等虐待の状況について公表します。

1 被措置児童等虐待の状況

年度	受理 件数	事実確認を 行ったもの	虐待の事実が 認められたもの	虐待の事実が 認められな かったもの	虐待の事実の 判断に至ら なかったもの
令和4年度	6件	7件 ^(※)	4件	3件	0件
令和3年度	1件	0件	0件	0件	0件
令和2年度	0件	0件	0件	0件	0件

※ 令和3年度に受理した事案は、事実確認が完了した令和4年度に計上。

【令和4年度の事案の状況】

- 虐待と判断した4件の施設等の種別は、里親等1件、社会的養護関係施設2件、障害児施設等1件。
- 虐待の種別は、身体的虐待2件、性的虐待1件、心理的虐待1件。
- 虐待を行った者は、里親、児童指導員等の直接処遇にあたる者。
- 県では、調査結果を社会福祉審議会児童福祉専門分科会に報告するとともに、当該施設等に対し、被措置児童虐待防止に関する職員研修の実施や再発防止を図るための組織・運営体制の見直しを行うよう指導。

2 被措置児童等虐待防止のための県の取組

- 里親の登録前・更新研修において、こどもの権利擁護や被措置児童等への虐待防止に関する講義を行うとともに、民間団体を活用し里親の養育を支援。
- 福岡県域児童養護施設協議会と共催し、社会的養護関係施設職員等に対し、こどもの権利擁護や児童虐待の根絶に向けた研修を実施。
- 障害児施設等の管理者に対する集団指導において、虐待防止の取組の周知を行うとともに、職員を対象に虐待防止や権利擁護に関する研修を実施。